WILLIAM POST Vol. 31-01





Yanagisawa Accounting Firm

栁澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40 TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net.

華 **为**0 装面

謹んで初春のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご高配を賜り心よりお 礼申し上げます。本年も社員一同これまで以上に皆さまのご要望にお応えして まいります。本年2020年は東京オリンピック開催の記念すべき年です。





東京だけでなく日本各地に世界中の人々をお迎えし、スポーツを通して様々な国の異 なる文化や考え方にふれ、その魅力を発見できる貴重な一年になることでしょう。 🧖 多様性の中から進化は生まれると謂われます。私たち全員に与えられた"違い"とい

う素敵なギフトを皆さまと一緒に見つけ、分かちあい、感謝と喜びにあふれた一年に できましたら幸いです。本年も変わらぬご愛顧のほど何卒お願い申し上げます。

経営革新 新春セミナー2020のこ案内



令和2年1月23日(木)に恒例となりました新春セミナーを開催いたします。今回 は、株式会社アイキューブ取締役・塾長の宮澤一治氏をお迎えし、『いずみ塾の育で方』 と題して、教育サービス業(学習塾)の現場統括責任者として、「ひと=商品」を預かる キーマンとして、会社の変遷や取り組みから社員教育について解説いただきます。

ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。

日時:2020年1月23日(木)15:00~17:20 (予定)。 ※終了後懇親会

会場:茅野市民館2F コンサートホール

所長あいさつ

面角美智代

新年あけましておめでとうございます。 昨年は御代が平成から令和へ替わり、消費税率 も 10%へ引上げされる等変化の元年となりまし た。私も奇しくも弊社の所長をお引き受けするこ ととなりました。元号が替わる数年は大きな変化 が生ずるといわれています。国の予算も30年前と 比べるとかなり変化しました。歳入のうち租税収 入の占める割合は平成元年度予算は85%でした

H元年度 R元年度 歳入 60兆円 99兆円 うち租税収入 (51兆円) (62兆円) うち公債金 (7兆円) (31兆円) 歳出 60兆円 99兆円 うち国債費 (7兆円)

が、令和元年度予算 は63%となってい ます。いわゆる借入 金収入と支出が増大

【蔵人のうち柤柷収人】							
内訳			H元年度		R元年度		
所	得	税	18兆円	35.3%	20兆円	32.3%	
法	人	税	18兆円	35.3%	13兆円	21.0%	
相	統	税	2兆円	3.9%	2兆円	3.2%	
消	費	税	4兆円	7.8%	19兆円	30.6%	
そ	0	他	9兆円	17.6%	8兆円	12.9%	
	計		51兆円	100.0%	62兆円	100.0%	

していることも 一目瞭然です。 租税収入の内訳 は、所得税・法

人税が主要な税収入でしたが、所得税・法人税に加 え消費税も主要な税収入となりました。

継続と進化が問われる難しい時代に入りました が、新年を迎えて、どのような新しい変化が訪れる のかワクワクしています。様々な変化を、社員 力を合わせて面白がって取り組めたら良いなぁ・ と思っています。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

生前贈与の基礎知識 一相続時精算課税

"相続時精算課税制度"とは?

相続時精算課税とは、親の財産を生前贈与により取得する場合に、相続時に精算することを条件に、納める贈与税が軽減される制度のことで、贈与を受ける子供が「相続時精算課税」か「暦年課税」のどちらかを選択できるようになっています。

消費を拡大するため、親から消費をする子の世代への贈与をスムーズに行えるようにという目的で、相続 時精算課税という制度が創設されました。平成15年1月1日以後の相続又は贈与から適用されます。

(1)「相続時精算課税制度」と「暦年課税制度」

「相続時精算課税制度」を選択するためには、制度選択年の翌年3月15日までに届出をしなければなりません。また、一度「相続時精算課税制度」を選択するとその贈与者については「暦年課税制度」を選択することができなくなるため、選択には注意が必要です。以下で「相続時精算課税制度」・「暦年課税制度」を選択すれぞれの制度の概要ついて比較していきます。

		相続時精算課税制度	暦年課税制度 通常の贈与(110万円贈与)	
贈与者		60歳以上の親・祖父母 (住宅取得資金の場合、年齢制限なし)	制限なし (親族間のほか、第三者からの贈与も含む。)	
受贈者		20歳以上の子供・孫 (代襲相続人を含む)	制限なし	
	非課税枠	贈与をする人ごとに生涯にわたり2,500万円 (特別控除額)	贈与を受ける人ごとに毎年、年間110万円 (基礎控除額)	
贈与時	税金	(貰った金額−2,500万円)× 20%	(貰った金額-110万円)×超過累進税率	
	計算期間	初回贈与後相続開始まで	暦年(1/1から12/31)	
	申告	非課税枠内でも、適用を受ける子供は、贈与を 受けた翌年の2/1から3/15までに申告	非課税枠内であれば、申告不要(配偶者の特例の場合、申告必要)	
	納付	贈与税がある場合には納付し、相続時に精算	贈与時に完了	
	税金	相続財産に贈与財産(贈与時の価格)をプラスして相続税の計算をする。	贈与財産は相続税の計算には関係しない。ただし、相続開始前3年以内に贈与した財産は相続財産にプラスして相続税の計算をする。	
	贈与財産 の価格	贈与時の価格(時価)	贈与時の価格(時価)	
相続時	過大贈与 税額	還付	н	
	節税効果	原則としてない。 2.500万円の非課税枠はあるが、すべて相続時 に合算されて相続税がかかる。 注)1 注)2	ある。 贈与財産は、相続時に計算の対象外になる。 よって、その分は、財産を少なくし、結果的に相 続税が安くなる。 注)3	
メリット		一度に大型の贈与がしやすい	相続財産を減らすことが可能。結果的に相続税が安くなる。 注)3	
デメリット		①原則として相続税を安くすることができない。 ②一度この制度を選択すると、その贈与者については、暦年課税制度が使えなくなる。 注)1 注)2	一度に大型贈与がしにくい	

- 注1) 贈与時の価格で合算されるため、 贈与時と相続時の価格変動の影響を受けます。
- 注2) 賃貸物件の贈与の場合、賃貸物件の贈与税評価額は相続時に加算されますが、贈与時から相続発生までの賃貸物件から得られた収益金は相続財産ではないため、相続財産には加算されませんから、その分は相続財産が減額されることになります。
- 注3) 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価格が加算されます。 (斉藤直人)

税金·会計 Q&A



消費税の軽減税率Q&A

1. 食品と食品以外の商品で構成された福袋の販売は、軽減税率の適用対象となりますか?

食品と食品以外の資産が一体として販売されるもの(あらかじめ一の 資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価 格のみが提示されているもの)は、次のいずれの要件も満たす場合、そ の全体が軽減税率の適用対象となります。

- ①一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること
- ②一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の 価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の 2以上であること



したがって、ご質問の福袋が①及び②に該当する場合には、「飲食料品」に含まれることから、その販売は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

2. インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか?

軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限ります。)の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。他方、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりませる。

軽減税率の適用対象となりません。

3. 紙の新聞と電子版の新聞をセット販売していますが、軽減税率の適用対象となりますか?

紙の新聞と電子版の新聞をセット販売している場合には、セット販売の対価の額を軽減税率の適用対象となる「紙の新聞」の金額と、軽減税率の適用対象とならない「電子版の新聞」の金額とに区分した上で、それぞれの税率が適用されることとなります。例えば、「紙の新聞」は新聞販売店、「電子版の新聞」は新聞本社が提供する契約となっている場合、それぞれ異なる取引として個別に課税されることになるため、対価の額は区分され、適用税率も取引ごとに判定されることとなります。

4. スポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の適用対象となりますか?

軽減税率の適用対象となる「新聞」とは、定期購読契約が締結された週2回以上発行される、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものです。したがって、いわゆるスポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、1週間に2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の適用対象となります。



5. コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象とりますか?

軽減税率の適用対象である「新聞」は、定期購読契約に基づくものとされており、「定期購読契約」とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため**軽減税率の適用対象となりません**。

(橋本健治)

所得税の確定申告 スマートフォンとマイナンバーカードで

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、令和元年分の所得税の確定申告書の作成及び送信について、スマートフォンとマイナンバーカードを活用して e - T a x を利用できるサービスを開始します。令和2年1月31日から開始される予定です。

■スマートフォンを利用したマイナンバーカード方式とは

マイナンバーカード方式とは、マイナンバーカードとICカード リーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用 してe-Taxを行う方法です。スマートフォン専用画面のe-Taxログイン画面から「マイナンバーカードの読み取り」へ入り、 利用者証明用電子証明書のパスワードを入力して利用します。

■利用対象者等

スマートフォン専用画面の利用対象者等が従前より拡大されます。 利用対象者や所得控除の範囲が広がり、下表の通りとなります。



項目	令和元年分のスマートフォン専用画面の利用対象者等		
収入	給与所得(年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応) 公的年金等 その他雑所得 一時所得		
所得控除	全ての所得控除		
税額控除	控除 政党等寄附金等特別控除、災害減免額		
その他	予定納税額 本年分で差し引く繰越損失額 財産債務調書(案内のみ)		

なおe-Taxではマイナンバーカード方式の他に「 $ID\cdot$ パスワード方式」があります。既に $ID\cdot$ パスワード方式で届出済の場合、令和2年1月6日から令和元年分所得税の還付申告等でe-Taxが利用できます。

職員コラム ~おせち料理~ 加藤 早穂子

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。 お正月、おせち料理を食べて過ごした方はどれくらいいらっしゃるでしょうか。 2018年の調査では約75%が食べると回答していますが、全部手作りされるのは 約15%、一部を手作りしたり、購入する割合が増えています。近年ではコンビニや スーパーが年末年始関係なく営業しているので、購入したり、外食したりと様々な影響があるのでしょう。しかし今年は「おせち回帰元年」とも言われていました。働き 方改革として飲食店が三が日休業したり、外食より購入したほうが軽減税率の対象





になるなどさまざまな影響があったようですが、容器によっては一体資産として軽減税率の対象にならなかった方もいらっしゃるようです。またあるコンビニでは、32種類を少量パックにして1種類100円(税抜)で販売したそうです。すべて購入しても約3,500円。一人暮らしの方や少し手を抜きたい方にも便利な商品になったのではないでしょうか。おせちは食べなかったけど、お雑煮は食べたという方もいるかもしれませんが、時代の流れで変わっていくものがあるとしても、おせち料理は残していきたい文化だと思います。